

「第10次綾部市高齢者保健福祉計画【素案】に対するご意見の概要及びご意見に対する市の考え方について

NO.	項目		ページ数	ご意見の概要	意見に対する市の考え方
1	-	-	-	<p>パブリックコメントのホームページにおける広報が不適切であり、訪問者が意見表明の機会を失った可能性がある。                      (「綾部市パブリックコメント制度」画面の中で、大見出しに「現在意見募集中の計画等はありません」、小見出しに「…パブリックコメントを募集します」と異なる情報が表示される)事態の原因を究明し再発防止を図るための手段を講じるとともに、本件素案の意見募集期間を「1週間程度」延長するべき。</p>	<p>「綾部市パブリックコメント制度」の記事に関してはご指摘のとおりであり、今後同様の事象が発生しないよう確認を徹底します。                      なお、意見募集期間の延長については、募集期間中、ホームページへの掲載(別の3つのメニューから同計画のパブリックコメントを確認できたこと)のほか、報道機関への情報提供、市役所高齢者支援課窓口及び行政情報コーナーでの情報公開により広く市民に周知しており、意見募集期間の延長は考えておりません。</p>
2	全体	-	-	<p>計画素案には専門用語が散見され、一般市民には難読の最たる計画と思う。                      ① 計画素案の提案に当たっては、体裁を含め幹部の稟議を経たものかどうか、問う。                      ② 本計画素案のように難読の計画については、素案資料として、「用語解説」を付してもらいたい。</p>	<p>①素案の記載内容については、関係部局での確認・調整を経て、保健・医療・福祉の学識経験者や市民の代表者で構成する高齢者対策推進協議会で協議いただき、パブリックコメントを実施しております。                      ②いただいたご意見を踏まえ、次回計画策定におけるパブリックコメントの実施時において検討いたします。なお、本計画の最終原稿においては「用語解説」を掲載いたします。</p>
3	計画編第1章 施策の展開 第3章 計画の推進体制	重点課題4 (1)住み続けられる環境の整備 1 介護保険事業の円滑な実施	(1)住み続けられる環境の整備 ①高齢期の住まいの確保 (1)市の役割	<p>高齢者が求める情報の一つは、噂話ではない的確な老人ホームの情報と思う。                      老人ホームに関する情報は計画案中に散在し纏まりがなく読みづらい。かつ公的施設に偏っている。                      老人ホームは高齢者の最終拠点になる場合が多く上記の通り、公私の別なく諸情報(有料老人ホームを含む各種施設の所在地と環境、介護・食事等サービス内容、入居等費用、定員等の概略)を一覧にまとめ、発信してもらいたい。</p>	<p>市内の各種施設については、介護保険パンフレットにて掲載しており、市役所、各地域包括支援センター、介護事業所等で入手いただけるほか、市ホームページにも掲載しています。                      なお、施設ごとの詳しい情報については、厚生労働省が運営するウェブサイト「介護サービス情報公表システム」でもご覧いただけます。</p>
4	計画編第1章 施策の展開	重点課題4 個人の尊厳が守られ、災害に強い安心・安全な生活の確保	(1)住み続けられる環境の整備 ⑦災害時における支援体制の強化	<p>能登半島地震クラスの大地震(上林川断層帯地震及び三峠断層帯地震(両地震とも震度7。2008年京都府地震被害想定調査結果)の発生が予測されていることを踏まえ                      ①早急に、施行中の綾部市総合計画をはじめ上下水道等のインフラ関連諸計画につき改定等の満期を待たずに徹底的に見直してもらいたい。                      ②本計画においても、上下水道や生活道路を含む幹線市道の大地震に対処すべき耐震化評価を早急に見直し、その結果の公表及び、上下水道等の復興に欠かせない経験豊かな専門技術員の確保を図る旨、掲記してもらいたい。                      ③①及び②の上下水道等の耐震化等予算を確保するためまず、市事業予算をゼロ査定から見直すなど行財政改革を強力に進めてもらいたい。</p>	<p>①令和3年度から計画期間が始まっている第6次綾部市総合計画については、令和7年度に掛けて後期基本計画の策定を予定しているほか、各種計画についても、適切な時期に見直しすることとしており、いただいたご意見等については、検討にあたっての参考とさせていただきます。                      ②ご指摘いただいたような水道・道路などのインフラ施設の耐震化については、国土強靱化地域計画や都市計画マスタープラン等において扱う内容であるため、本計画への掲載は想定しておりません。                      ③令和6年度当初予算編成方針において、ゼロベースからの見直しを掲げ、徹底した経費の見直しを行った上で、第6次綾部市総合計画に掲げる施策を推進するために必要となる予算を編成しております。</p>

NO.	項目		ページ数	ご意見の概要	意見に対する市の考え方	
5	計画編 第1章の展開 施策	重点課題4 個人の尊厳が 守られ、災害 に強い安心・ 安全な生活の 確保	(1)住み続けら れる環境の整 備 ⑨感染症に備 えた取組	49ページ	「新興感染症等の健康危機発生時には、…」の記述は、「 <b>新型感染症等の健康危機発生時には、…</b> 」ではないか。	「新興感染症」については、医療法や感染症法、厚生労働省の資料等で用いられる用語で、本計画においても使用することとしております。WHO（世界保健機関）の定義によると、「かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症」とされており、新型コロナウイルス感染症も含まれるものと解しております。
6	計画編 第1章の展開 施策	重点課題5 持続可能な介 護保険事業の 運営	(2) 介護人 材の確保、定 着、育成	52ページ	介護サービス従事者の確保難は世界的傾向といわれ中国、東南アジア圏域の外国人確保が大変難しくなっている、近未来を見据え、京都府や近隣市町を巻き込んで「外国人招致大作戦」を講じてもらいたい。 ①企業から外国人招致のノウハウを吸収しつつ例えば、綾部市からベトナムに学生等招致隊を派遣するなど、一歩踏み込んだ施策を実践してもらいたい。 ②本市に日本語を勉強しながら、介護サービスを学習する公立各種学校の設立乃至私学誘致を行うなど向こう20余年の間に名実ともに「保健・福祉都市綾部」の礎を築いてもらいたい	介護人材の確保については、喫緊の課題であると認識しており、これまで綾部市では、就学資金の貸与や資格取得費用の補助、就職フェアの開催等を行ってきました。国内の労働人口が減少する中では、外国人介護人材についても、大変重要な人材であると考えており、京都府や府北部地域の市町とも連携し、取り組んでいきます。いただいた貴重なご提案については、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	計画編 第2章 サービスの見込みと保険料	6 第1号被 保険者の介護 保険料	(6) 所得段 階別介護保険 料	69ページ	①市民（第1号被保険者）の最大の関心事項は被保険者が支払う第10次（R6～8年度）の「介護保険料（月額）」と思うが、基準額及び所得段階別介護保険料率（基準額に対する割合）とも示されていない。 概定値だけでも示してもらいたいと思うのは市民・納税者の偽らざる気持と思う。 ②保険料は所得段階区分の細分化を図って全体で16段階程度とし、応能負担の原則を明瞭にし、併せて保険料の納付意欲の醸成を図るべき。 ③コロナ禍等によって就労等がままならない各層の所得低下に配慮して、介護保険料のストック（基金等）の取崩しや一般会計からの繰り入れ等により保険料の上昇を抑えるべき。	①介護保険料については、介護保険法の規定により介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの見込量等を定めることとされており、これに基づいて算定した保険給付等に要する費用の見込額、第1号被保険者の分布状況や国庫負担等の額等に照らし、基準額及び所得段階別介護保険料率を定めています。今回、介護保険料の算出に必要な要素である「介護報酬改定」及び「標準的な段階設定」について、パブリックコメント準備段階において、国の方針が決定していなかったため、掲載しておりません。最終原稿において、国の方針等を踏まえた基準額や保険料率をお示しさせていただきます。 ②保険料の所得段階区分は、低所得者の保険料負担を考慮した今般の法令改正に基づく標準的な段階設定（13段階）や、いただいたご意見等も踏まえ、適切な設定を検討いたします。 ③低所得者の保険料負担を考慮した今般の法令改正において、第8期と同様に、低所得者の保険料上昇の抑制に向けた公費による軽減措置の考え方が示されています。 また、介護給付費準備基金の取り崩しについては、将来的な介護需要の変化も視野に入れ慎重に検討する必要があります。 以上のような国の方針や、基金の状況を踏まえ、適切な保険料の設定を検討いたします。
8	計画編 第3章 計画の推進体制	1 介護保険 事業の円滑な 実施	(3) 苦情処 理等の対応 ②関係機関と の連携による 対応	70ページ	本計画において、上級再審査機関が行う場合の審査請求手続きの概要や、要支援・介護認定の経過（介護認定審査会資料等）を記録した市の一件書類の閲覧窓口を明示するなどして、本制度が再審査請求の利便にも資するよう配慮すべき。	ご意見のとおり、要支援・要介護認定や介護保険料の決定は、重要な行政処分であると認識しております。認定結果通知や介護保険料の決定通知等においては、毎回、「問い合わせ先」と「不服の申立て」について記載をしております。また、市のホームページに、審査請求の手順を記載しております。